# 第3編 公共下水道事業

# I 事業の概要

#### I-1. 沿革

#### (1)沿 革

本市の公共下水道事業は、戦後米軍が駐留して使用した施設を昭和26年に譲り受け、これを基盤として昭和27年3月31日に、別府国際観光温泉文化都市建設計画に基づき公共下水道排水区域(山の手排水区235.4ha)を決定し、事業に着手したのが始まりです。

昭和33年には山田終末処理場(処理能力11,000㎡/日 処理方式散水ろ床法)が稼動するに至り、昭和35年8月には都市計画事業認可(150.9ha)を受け、都市計画事業として整備を推進することとなりました。

その後、新都市計画法の施行を契機に、昭和47年9月には排水区域の拡大(2,548ha)及び事業認可区域の拡大(385.9ha)を行うとともに、逐次検討を加え、現在全体計画区域(2,826ha)を公共下水道排水区域としていましたが、令和3年に社会情勢の変化に応じた効率的かつ適正な整備、管理運営手法を選定する「生活排水処理施設整備構想」の見直しを行い、全体計画区域を(1,843ha)に縮小し、事業認可を受け重点的に整備しています。

近年、公共用水域の汚濁防止が問題となり、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全を図るべく環境 基準が定められ、これに対処するため、昭和49年10月より標準活性汚泥法による高級処理を行う終 末処理場(中央浄化センター 計画人口118,000人 処理能力117,300㎡/日)の建設に 着手し、昭和54年3月より一部稼動(23,500㎡/日)し、昭和57年3月には47,000㎡/日、現在は70,500㎡/日の処理能力にて稼動しています。

#### I-2. 公共下水道事業の経緯

## (1)全体面積及び認可区域並びに計画人口の変遷

| 事業年月     | 概   | 要   |
|----------|---|---|
| 昭和27年3月  | 別府国際観光温泉文化都市建設事業の一環として<br>事業開始                  | 山田下水処理場<br>全体面積 235.4ha<br>計画人口 26,000人   |
| 昭和35年4月  | 別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業と<br>して認可取得                | 山の手処理区 150.9ha  |
| 昭和47年9月  | 用途地域の変更に伴う全体計画区域の拡大(朝<br>見・石垣)<br>中央浄化センターの計画追加 | 全体面積 2,548ha<br>認可面積 385.9ha  |
| 昭和49年12月 | 全体計画区域の拡大<br>(北浜・春木・亀川中継ポンプ場)                   | 計画人口 187,000人<br>全体面積 2,656ha<br>認可面積 1,583.29ha                                    |
| 昭和54年8月  | 幹線ルート変更・旧市街地追加<br>(山田・亀川中継ポンプ場)                 | 全体面積 2,705ha  |
| 昭和55年7月  | 幹線ルート追加・埋立地の追加<br>(汐見中継ポンプ場)                    | 計画人口 187,000人<br>認可面積 1,631.56ha  |
| 昭和56年4月  | 計画区域の拡大<br>(観光港・古市埋立地)                          | 全体面積 2,738ha<br>認可面積 1,662.39ha   |
| 昭和57年2月  | 計画区域の拡大<br>山田処理場の廃止                             | 計画人口 187,000人<br>全体面積 2,756ha<br>認可面積 1,668.12ha                                    |
| 平成4年3月   | 計画人口の見直し  | 計画人口 138,000人<br>認可面積 1,725ha<br>放流水質<br>BOD: 14mg/ℓ ⇒16mg/ℓ<br>SS: 24mg/ℓ⇒22.5mg/ℓ |
| 平成9年8月   | 認可区域の拡大   | 認可面積 1,746ha  |
| 平成16年12月 | 計画区域の拡大(APU)<br>計画人口見直し<br>都市下水路の雨水幹線移行         | 計画人口 118,000人<br>全体面積 2,826ha<br>認可面積 1,797ha                                       |
| 平成22年11月 | 計画人口の見直し<br>山田雨水幹線の追加                           | 計画人口 107, 200人  |

#### I-2. 公共下水道事業の経緯

| 事 業 年 月 | 概                    | 要                            |
|---------|----------------------|------------------------------|
| 平成28年3月 | 認可区域の拡大(南立石地区の一部)    | 認可面積 1,822ha                 |
| 令和4年3月  | 全体計画区域の縮小<br>認可区域の拡大 | 全体面積 1,843ha<br>認可面積 1,843ha |

#### (2) 中央浄化センターの増設状況

| 事 業 年 月 | 概   | 要                            |
|---------|---|------------------------------|
| 昭和47年9月 | 用途地域の変更に伴う全体計画区域の拡大(朝<br>見・石垣)<br>中央浄化センターの計画追加 | 全体面積 2,548ha<br>認可面積 385.9ha |
| 昭和54年3月 | 中央浄化センター供用開始                                    | 処理能力 23,500 m³/日             |
| 昭和57年3月 | 中央浄化センター増設供用開始                                  | 処理能力 47,000㎡/日               |
| 平成7年10月 | 中央浄化センター増設供用開始                                  | 処理能力 70,500㎡/日               |

## I-3. 別府市下水道年表

| 昭和27年3月      | 別府国際観光温泉文化都市建設事業の一環として事業開始             |
|--------------|--|
| 昭和 33 年 12 月 | 山田下水処理場供用開始                            |
| 昭和35年4月      | 別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業として認可取得           |
| 昭和37年 7月     | 下水道使用料制定                               |
| 昭和43年 6月     | 新都市計画法の制定                              |
| 昭和47年 9月     | 用途地域の変更に伴う全体計画区域の拡大(朝見・石垣)             |
| 昭和47年 9月     | 中央浄化センターの計画追加                          |
| 昭和 48 年 4月   | 下水道使用料改定 改定率 200%                      |
| 昭和 49 年 12 月 | 全体計画区域の拡大(北浜・春木・亀川中継ポンプ場)              |
| 昭和52年8月      | 下水道使用料改定 改定率 75%                       |
| 昭和54年3月      | 中央浄化センター供用開始                           |
| 昭和54年7月      | 下水道使用料改定 改定率 57.14%                    |
| 昭和54年8月      | 幹線ルート変更・旧市街地追加(山田・亀川中継ポンプ場)            |
| 昭和 55 年 7月   | 幹線ルート追加・埋立地の追加(汐見中継ポンプ場)               |
| 昭和 56 年 4月   | 計画区域の拡大(観光港・古市埋立地)・下水道使用料改定 改定率 30.91% |
| 昭和57年2月      | 計画区域の拡大・山田処理場の廃止                       |
| 昭和57年3月      | 中央浄化センター増設供用開始                         |
| 昭和59年4月      | 下水道使用料改定 改定率 45.14%                    |
| 昭和61年 4月     | 下水道使用料改定 改定率 26.90%                    |
| 平成 元年 4月     | 消費税及び地方消費税(3%)の導入                      |
| 平成 3年10月     | 下水道使用料に消費税及び地方消費税(3%)を転嫁               |
| 平成 4年 3月     | 計画人口の見直し                               |
| 平成 7年10月     | 中央浄化センター増設供用開始                         |
| 平成 8年 6月     | 下水道使用料改定 改定率 34.79%                    |
| 平成 9年 4月     | 消費税率改定(5%)に伴う下水道使用料の改定                 |
| 平成 9年 8月     | 認可区域の拡大                                |
| 平成 16 年 4月   | 消費税及び地方消費税の税込み表示に変更                    |
| 平成 16 年 12 月 | 計画区域の拡大(APU)・計画人口見直し・都市下水路の雨水幹線移行      |
| 平成 19 年 11 月 | 計画放流水質の変更・法改正により雨水幹線変更及び廃止             |
| 平成 22 年 11 月 | 計画人口の見直し・山田雨水幹線の追加                     |
| 平成 26 年 4月   | 消費税率改定(8%)に伴う下水道使用料の改定                 |
| 平成 28 年 3 月  | 認可区域の拡大(南立石地区の一部)                      |
| 令和 元年 10 月   | 消費税率改定(10%)に伴う下水道使用料の改定                |
| 令和 2年 4月     | 地方公営企業法の全部適用・水道局庁舎へ移転(上下水道の統合)         |
| 令和 4年 3月     | 全体計画区域の縮小・認可区域の拡大                      |